

ECO-TOP プログラム認定審査基準の改正【案】(新旧対象表)

(第一回検討会配布資料)

改正案	現行
第1条から第3条まで (現行のとおり)	第1条から第3条まで (略)
第4条 教育の量 (1) から (4) まで (現行のとおり) (5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位以上設定することとする。 (6) (現行のとおり)	第4条 教育の量 (1) から (4) まで (5) ECO-TOP 総合科目として、カリキュラムの導入科目を2単位として設定することとする。 (6) (略)
第5条 (現行のとおり)	第5条 (略)
第6条 (現行のとおり)	第6条 (略)
第7条 (現行のとおり)	第7条 (略)
第8条 (現行のとおり)	第8条 (略)
第9条 (現行のとおり)	第9条 (略)
<u>附 則</u> この審査基準は、令和2年 月 日から施行し、この審査基準の施行後に都が認定又は承認する大学の課程認定、更新認定及び変更承認の審査に適用する。	